

施策8

子どもの健やかな育ちと若者の自立を支える環境をつくりまします

現状と課題

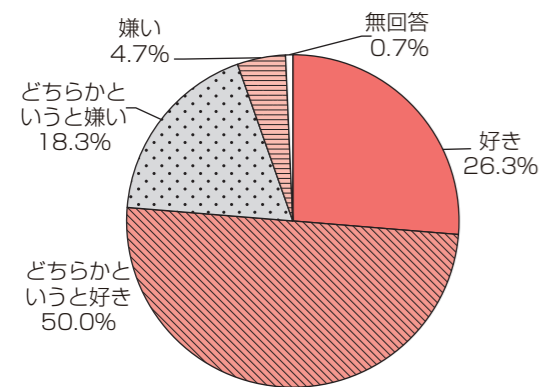
現状

- ・少子化の急速な進行は、子ども同士の交流機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立を困難にするなど、子どもの成長に影響を及ぼす可能性が指摘されています。
- ・家庭や家族の形態の変化、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルの多様化など、さまざまな環境の中で、特に支援を要する子どもが増えています。
- ・日本全体の若年無業者*の数は、平成14年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成25年には約60万人となっていますが、35歳～39歳も含めると約80万人となり、若者が働けない、働かないまま年齢を重ねている状況です。

課題

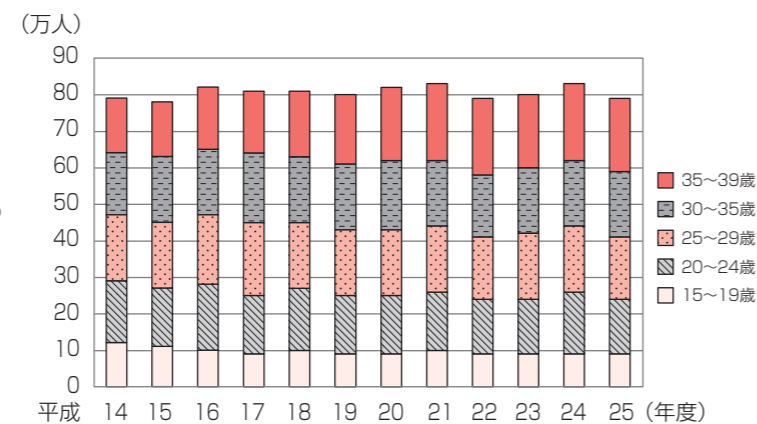
- ・子どもが心身ともに健やかに成長・発達することができ、豊かな人間性や創造性・自己肯定感を育み、社会性を身につけられる環境づくりが求められており、保護者と行政や地域などが協働して推進していくことが必要です。
- ・家庭環境などに困難を抱える子どもや障害のある子どもに対して、一人ひとりの状況に配慮した支援を行っていくことが求められています。
- ・若者が社会的自立を果たせていない状況が生じたり、その状況が長期化したりすることがないよう、早期対応や支援などの取り組みをすすめる必要があります。

●自分のことが好きな子どもの割合
(小学校5年生～高校3年生)



出典：市民アンケート（平成25年度）

●若年無業者数の推移



グラフでは参考として35～39歳の数値も記載
出典：総務省「労働力調査」（平成25年）

若年無業者：15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者。いわゆるニート。

めざす姿

子どもが心身ともに健康に育ち、社会的に自立した大人に成長していく

施策の展開

1 子どもが心身ともに健康に育つための支援

子どもが健康に育つことができるよう支援するとともに、家庭や地域などが安全に安心して過ごせる居場所となり、子どもが人とのふれあいや交流、遊びや社会活動を通してさまざまな体験をすることにより、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう支援します。

2 特に支援を要する子どもへの支援

家庭環境などに困難を抱える子どもの養育環境や学習環境を整えるなど、必要な支援をすすめます。また、障害のある子どもに対し、一人ひとりの状況とライフステージに的確に応えた、きめ細かな指導・支援、学級の設置や環境整備の推進など、自立と社会参加に必要な能力の育成を支援します。

3 若者の社会的自立への支援

ニートやひきこもりなどの状況にある若者を含めたすべての若者が、自らの意思で社会参加できるような環境づくりをすすめるとともに、就労などの社会的自立に向かえるよう、社会全体で支援をすすめます。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	自分のことを好きと答える子どもの割合	76.3% (25年度)	80%	85%
2	地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加したことがある子どもの割合	82.1% (25年度)	85%	90%
3	社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	57.5% (25年度)	63%	65%

関連する個別計画

- ◆子どもに関する総合計画 ◆子ども・子育て支援事業計画（平成27年度より）

施策を推進する事業

1 子どもが心身ともに健康に育つための支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
トワイライトスクール	放課後などに小学校施設を活用し、遊び、学び、体験、交流を通じて、子どもたちの自主性、社会性、創造性を育む教育事業を実施	全小学校で実施 (トワイライトルームを含む)	全小学校で実施 (トワイライトルームを含む)	子ども青少年局
トワイライトルーム	全校で実施しているトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業を地域の子育て家庭の状況などをふまえて実施	実施	実施	子ども青少年局
留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費などを助成	実施	実施	子ども青少年局
青少年の健全育成	児童館やとだがわこどもランドなどで遊びや体験活動を通して子どもの健康を増進し、情操を育むための各種事業を実施するとともに、青少年が安心して過ごすことができ、社会と関わることのできる居場所づくりを推進	実施	実施	子ども青少年局
地域における青少年育成活動への支援	地域における青少年の健全育成をはかるため、地域団体と連携して各種事業を推進するとともに、異年齢の子ども同士の交流や、地域の中での子どもの健やかな育ちを支援する子ども会などへ助成	実施	実施	子ども青少年局

2 特に支援を要する子どもへの支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
里親等委託の推進	社会的養護における家庭養護を推進するため、里親登録者の増加とファミリーホームの増加をはかるとともに、児童相談所の支援、研修などにより里親等委託を推進	里親等委託率 10%	里親等委託率 15%	子ども青少年局
児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、児童養護施設・乳児院を改築・改修し、小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加により施設機能の地域分散化を推進	小規模グループケア実施施設 11施設 地域小規模児童養護施設 7か所	小規模グループケア実施施設 17施設 地域小規模児童養護施設 8か所	子ども青少年局
児童養護施設等に入所している児童および退所した児童への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労支援を実施	施設入所児童（小中学生）への学習塾等費用の補助 退所児童への就労支援 就労25人	施設入所児童（小中学生）への学習指導 退所児童への就労支援	子ども青少年局
児童養護施設等の改築・整備	入所児童などの生活環境の向上をはかるため、アセットマネジメント推進プランをふまえて老朽化した児童養護施設などの児童福祉施設を順次整備	乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合整備にかかる設計 障害児入所施設「あけぼの学園」の改築検討	乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合整備完了 民間児童養護施設などの整備〔2か所〕 障害児入所施設「あけぼの学園」の改築整備着手 母子生活支援施設「にじが丘荘」の改築整備着手	子ども青少年局

障害児療育の推進	障害児やその家族が身近な地域で個々の状況に応じた支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業や障害児相談支援事業を推進	実施 地域療育センター 4か所	実施 地域療育センター 5か所	子ども 青少年 局
発達障害児(者)の支援	発達障害者支援センターなどでの発達障害児(者)本人やその家族に対する相談、発達障害についての情報提供および研修、関係機関との連絡調整などの事業を推進	実施	実施	子ども 青少年 局
特別支援教育に関する施設の整備	特別支援学校の教室不足解消を推進するため、小学校の余裕教室を活用した特別支援学校分校整備などをすすめるとともに、肢体不自由児童生徒が円滑に学校生活を営めるよう、肢体不自由学級設置の学校へエレベーターを整備	南養護学校分校の整備 肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備	南養護学校分校整備・開校 天白養護学校の整備検討・設計 肢体不自由学級設置校へのエレベーターの整備	教育委員会
発達障害対応施策の実施	学校教育において、発達障害への適切な指導・支援が受けられるよう、発達障害対応支援講師、発達障害対応支援員、専門家チームの充実をはかり、発達障害の可能性のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を推進	発達障害対応支援講師の配置 48校 発達障害対応支援員の配置 48校(園) 専門家チームの派遣実施	発達障害対応支援講師の配置 100校 発達障害対応支援員の配置 105校(園) 専門家チームの派遣実施	教育委員会
学校生活介助アシスタントの配置	障害のある幼児・児童生徒に対して移動・排せつ・着がえの介助などの業務を実施	実施	実施	教育委員会
特別支援学級等の運営	障害の種類や程度に応じたきめ細かい教育を行うため、小学校・中学校において特別支援学級等を運営	実施	実施	教育委員会

高等特別支援学校の整備	特別支援学校高等部の入学者数が増加し、企業などへの就労をめざす高等部産業科へのニーズが高まっているため、高等特別支援学校を整備	整備検討	推進	教育委員会
特別支援学校高等部における就労支援	職業自立を目的とした特別支援学校高等部産業科において、専門的な知識や技能のある職業指導講師による職業指導や就労支援コーディネーターによる職場実習の受け入れ交渉などを実施	実施	実施	教育委員会
医療的ケアが必要な児童・生徒の支援	医療的ケアが必要な児童生徒に対して医療的ケアと生活介助を行うことができる看護介助員を必要な学校に配置	配置 2名	配置拡充	教育委員会

3 若者の社会的自立への支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 [26~30の事業量等]	所管局
青少年の社会参画推進	青少年交流プラザなどで、青少年が社会活動に参画したり、意見を発表したりする活動の支援を行うほか、子ども自身が企画・運営に参画しながら、さまざまな体験をすることで社会性、主体性を身につける「子どものまち」事業を普及・啓発	実施	実施	子ども 青少年 局
子ども・若者の自立支援	子ども・若者総合相談センターを核としたネットワークなどにより、ニート・ひきこもりなど、さまざまな困難を抱える子ども・若者の状況に応じた適切な支援を行い、就労をはじめとした社会的自立に導くための総合的な支援体制を推進	実施	実施	子ども 青少年 局

施策9 虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

現状と課題

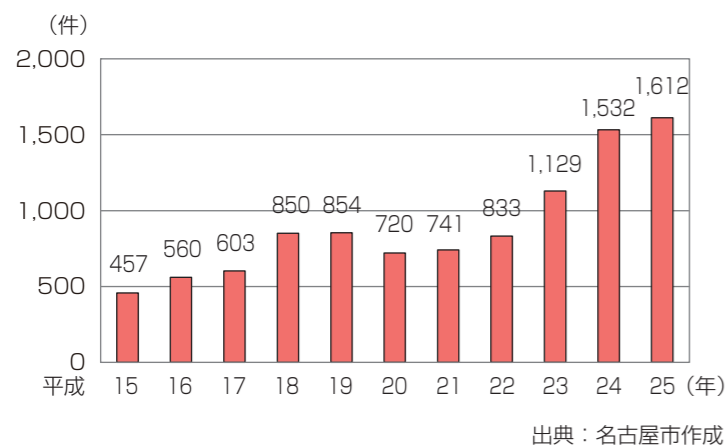
現状

- ・子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目的として、なごや子ども条例を平成20年4月に施行しました。また、児童を虐待から守り、児童の心身の健やかな成長および発達に寄与することを目的として名古屋市児童を虐待から守る条例を平成25年4月に施行しました。
- ・児童虐待相談対応件数は、平成25年度には1,612件となり、過去最多となっています。
- ・いじめの認知件数は、平成25年度で1,838件となっています。
- ・不登校について、平成25年度には小学校の不登校率が0.47%（525人）、中学校の不登校率が2.70%（1,426人）となっています。

課題

- ・子どもが安全に安心して暮らすことができ、自分たちに関わるることについて主体的に参加し、意見を表明する機会が与えられるなど、子ども一人ひとりが尊重され、子どもの権利が守られることが重要です。
- ・虐待やいじめなどを防止するための対策を充実するなど、すべての子どものいのちと心が守られ、安心して健やかに育つことができる環境を社会全体で整えていくことが必要です。
- ・学校や地域、家庭、関係機関が連携をとりながら、一人ひとりの状況に配慮した対応を行うことにより、虐待やいじめ、不登校を早期に解決していくことが必要です。

●児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



●いじめの認知件数

	(件)		
	23年度	24年度	25年度
小学校	687	723	1,080
中学校	900	893	758
計	1,587	1,616	1,838

出典：いじめ等の実態調査

●不登校児童生徒数の推移

	(人)		
	23年度	24年度	25年度
小学校	465	447	525
中学校	1,395	1,382	1,426
計	1,860	1,829	1,951

出典：不登校の状況等に関する調査

めざす姿 虐待やいじめ、不登校がなく、子どもの権利が守られている

施策の展開

1 子どもの権利を守るための取り組み

行政だけでなく、保護者、地域住民などがそれぞれの責務を果たし、子どもの権利が社会全体で守られるよう取り組みをすすめます。また、子どもが社会に参画し、自分の意見が尊重される経験を通して、社会の責任ある一員として成長するために、子どもの主体性を育む取り組みを推進します。

2 子どもを虐待から守るための支援

児童相談所、社会福祉事務所、保健所をはじめとする行政機関、医療機関や学校、保育所、地域などの連携強化をはかります。情報提供や養育環境等の把握、相談体制などをさらに拡充させ、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりをすすめます。

3 いじめ、不登校対策の充実

いじめに対して、未然防止とともに、早期発見・早期対応により事態が深刻化する前に解決できるよう取り組みます。また、学校、地域、家庭、関係機関が連携して不登校の防止につとめるとともに、さまざまな理由により不登校になっている子どもについて、円滑な学校復帰をめざし、一人ひとりの状況に応じたはたらきかけと支援を行います。

成果指標

	指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	11.9人 (25年度)	9.8人	9.4人
2	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	74.3% (25年度)	76%	80%
3	虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合	33.4% (25年度)	45%	60%

関連する個別計画

- ◆子どもに関する総合計画 ◆不登校対策基本構想 ◆教育振興基本計画

施策を推進する事業

1 子どもの権利を守るための取り組み

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
なごや子ども条例の推進	子どもに関する施策の総合的な推進をはかるため、条例の広報啓発を行うとともに、なごや子ども・子育て支援協議会を開催	実施	実施	子ども青少年局

2 子どもを虐待から守るための支援

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	児童を虐待から守るため、児童虐待防止推進月間を中心に講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止の啓発事業などを実施	実施	実施	子ども青少年局
児童相談所の体制強化	児童虐待などの児童相談に対し、より迅速・的確に対応するため、児童相談所の専門性の向上などをはかるほか、本市に必要な児童相談所の体制を検討・整備	実施	実施	子ども青少年局
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充化	実施	実施	子ども青少年局
児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待の予防、早期発見・早期対応のため、なごや子どもサポート連絡協議会やなごや子どもサポート区連絡会議を開催し、児童相談所、社会福祉事務所、保健所などの関係機関の連携を強化	実施	実施	子ども青少年局

家庭復帰支援事業	児童虐待により、長期間にわたり施設入所している児童とその保護者に対し、各種家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を援助	モデル事業の実施	実施	子ども青少年局
特定妊婦訪問支援事業	虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を実施	モデル事業の検討	実施	子ども青少年局
児童虐待対応のための電算システムの整備	児童虐待に対し迅速かつ確かな初期対応を行うため、児童相談所、社会福祉事務所、保健所において対象ケースの情報を共有するシステムを整備	システム検討	システム開発・稼働	子ども青少年局
なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域の子育て支援活動への協力を促進し、地域全体で子育て家庭を支援するため、日常的に親や子どもの立場に立って親子を温かく見守る「なごやすくすくボランティア」の養成、「なごやすくすくサポーター」への登録を促進	なごやすくすくサポーター 135人	なごやすくすくサポーター 260人	子ども青少年局

3 いじめ、不登校対策の充実

事業名	事業概要	現況 (25時点の状況)	計画目標 〔26～30の事業量等〕	所管局
なごや子ども応援委員会	いじめや問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応をはかるため、専門家などを活用し学校における問題解決を支え、子どもを支援する、なごや子ども応援委員会を設置	検討	市内を11のブロックに分割して設置	教育委員会

いじめに対する取り組み	いじめを未然に防止するとともに、早期に発見し対応するため、スクールカウンセラーの配置、いじめ問題行動等防止対策連絡会議の開催や啓発活動、巡回指導、インターネット上におけるいじめ対策などの取り組みを実施	スクールカウンセラーの配置 全中学校・高校に通年配置 小学校60校に年間140時間(通年)配置 小学校203校に年間30時間配置	スクールカウンセラーの配置 従前の配置に加え、小学校77校に年間40時間配置 さらなる拡大の検討	教育委員会
教育相談事業	いじめや不登校などの問題を抱える子どもおよびその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を実施	実施	実施	教育委員会
子ども適応相談センターでの不登校対応事業	心理的理由により登校できない児童生徒を学校へ復帰させることを目的として、子ども適応相談センターにおいて、教育相談・適応指導を実施	子ども適応相談センターの運営 サテライトスクールの整備	子ども適応相談センターの運営 サテライトスクールの開設・運営 登校・学習支援事業の実施	教育委員会
不登校に対する取り組み	学校がきめ細かく対応できるよう、支援体制の充実の観点から、不登校支援講師の配置拡充などを推進するとともに、不登校に関する情報提供の充実に向け、市公式ウェブサイトにおける不登校対策支援サイトの運営などの取り組みを実施	不登校対応支援講師の配置 40校 不登校対策支援サイトの開設	不登校対応支援講師の配置 68校 不登校対策支援サイトの運営	教育委員会

子ども・教育に関する総合的な相談施設の整備	子ども適応相談センターへの過大な通所者数の解消と市南部からの通所促進、発達障害への支援機能の強化をはかるとともに、不登校に加えて発達障害・いじめ・問題行動などの教育相談も付加し、子ども・教育に関する総合的な相談施設を整備	整備検討	推進	教育委員会
-----------------------	--	------	----	-------

施策10 ■ 子どもの個性を大切に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます

めざす姿 ■ 子どもが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体が育まれている

現状と課題

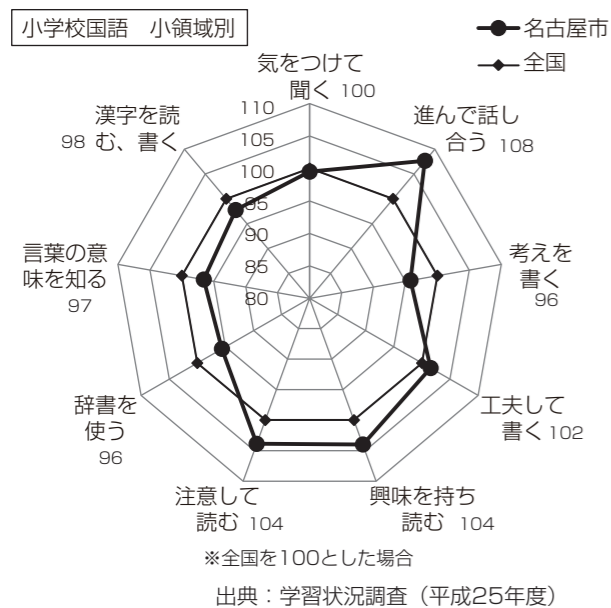
現状

- ・学習状況調査によると、本市の子どもたちは、全国平均と比べ、国語の読むことや話すこと、算数の数量関係などは、ほぼ身に付いていますが、国語の書くことや辞書を使うことなど言語に関する力がやや不足しています。
- ・本市の子どもたちは、おおむね友達を思いやる気持ちを持っています。一方、保護者に学校教育で充実を希望する分野を調査したところ、「自ら学び考える力」、「他人を思いやる力」や「社会のルールやマナー」という項目が高い割合となっています。
- ・子どもたちの体力・運動能力は、その低下が懸念されていますが、本市の児童生徒においては、全国平均と比べ、全体としてやや低い状態にあります。

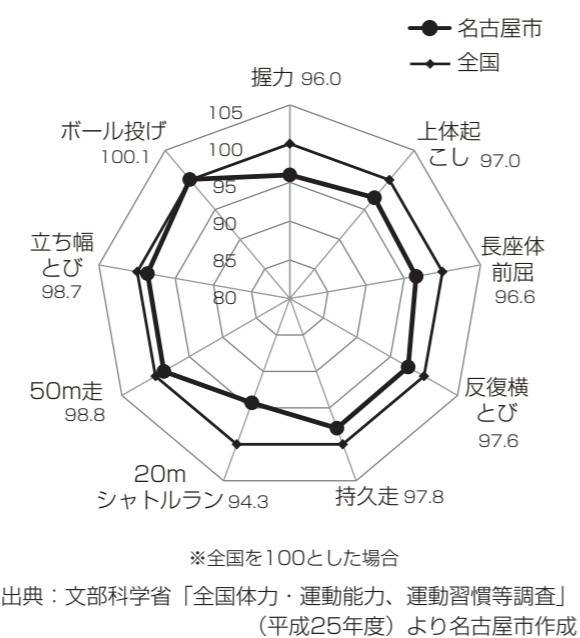
課題

- ・身についた基礎的な知識・技能を活用し、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力を育む必要があります。
- ・他人を思いやる心や美しいもの、自然に対して感動する心などの豊かな人間性を身につけるとともに、社会の一員としての自覚を持つ子どもを育成する場をつくる必要があります。
- ・子ども一人ひとりの多様な個性や能力の伸長をはかるため、学校現場を支えるマンパワーや教育環境の充実が必要です。
- ・楽しく運動に取り組む習慣づくりなどを通して、たくましく生きるための健康・体力を育む必要があります。

● 本市小学生の教科学習における定着の状況



● 本市小中学生の運動能力の状況



施策の展開

1 確かな学力の向上

基礎基本の学力の定着はもとより、自ら考え、判断し、表現する力の習得に向け、子ども一人ひとりの個性を大切にされたきめ細かな指導を行います。また、学習に関する興味や関心を喚起するなど、さらなる学習意欲の向上をはかります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

相手を思いやる心や自ら学び考える力を育むとともに、社会のルールを守ることの大切さを学ぶ機会をつくるなど、社会の一員としての自覚を持つ子どもを育成します。また、望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます。

3 学びを支える教育環境の充実

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育むという基本的な考えのもと、学校においては教員の指導力の向上や教員が子どもと向き合う時間の拡充により、一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を行うことができるよう、教員のマンパワーの拡大と意欲・資質の向上をはかります。また、地域に開かれ信頼される学校づくりや学校規模の適正化など、教育環境の充実をはかります。

4 魅力ある市立高等学校づくり

普通科や総合学科のほか、さまざまな専門学科や定時制高校において、各学校の特色を活かした教科指導を充実・発展させるなど、魅力や特色ある学校づくりをすすめるとともに、学校間連携や校種を超えた連携による教育活動を推進します。また地域活動や本市の各種事業にボランティアとして協力するなど、積極的な地域貢献等をすすめます。

成果指標

指標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1 基礎的な学力が十分定着している子どもの割合	73.5% (25年度)	78%	80%
2 学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	84.2% (25年度)	90%	90%
3 子どもたちの体力・運動能力における平均値 (全国を100とした指標)	97.4 (25年度)	100	100

関連する個別計画

- ◆ 教育振興基本計画
- ◆ 魅力ある市立高等学校づくり推進計画
- ◆ 小規模校対策に関する実施計画